

町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

町田市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年１２月町田市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第３条 略 ２ 診療科目は、次のとおりとする。 （１）～（２６）略 <u>（２７）緩和ケア科</u> <u>（２８）略</u> <u>（２９）略</u> <u>（３０）略</u> <u>（３１）略</u> <u>（３２）略</u> <u>（３３）略</u> <u>（３４）略</u> ３ 略	(経営の基本) 第３条 略 ２ 診療科目は、次のとおりとする。 （１）～（２６）略 <u>（２７）略</u> <u>（２８）略</u> <u>（２９）略</u> <u>（３０）略</u> <u>（３１）略</u> <u>（３２）略</u> <u>（３３）略</u> ３ 略

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。